

横須賀市訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード		サービス名称略称	算 定 項 目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A 1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		1,168	1月につき
A 1	1113	訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A 1	1114	訪問型サービスⅠ・同一				1,051	
A 1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	2111	訪問型サービスⅠ日割	イ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		38	1日につき
A 1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A 1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一				34	
A 1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		2,335	1月につき
A 1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A 1	1214	訪問型サービスⅡ・同一				2,102	
A 1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	2211	訪問型サービスⅡ日割	ロ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		77	1日につき
A 1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A 1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一				69	
A 1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,704	1月につき
A 1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A 1	1324	訪問型サービスⅢ・同一				3,334	
A 1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	2321	訪問型サービスⅢ日割	ハ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき
A 1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A 1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一				110	
A 1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)		266	1回につき
A 1	2413	訪問型サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A 1	2414	訪問型サービスⅣ・同一				239	
A 1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)		270	1回につき
A 1	2513	訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A 1	2514	訪問型サービスⅤ・同一				243	
A 1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型 サービス費 (みなし) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		285	1回につき
A 1	2623	訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A 1	2624	訪問型サービスⅥ・同一				257	
A 1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	
A 1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (みなし) (短時間サ ービス)	事業対象者・要支援1・要支援2 (20分未満)		165	1回につき
A 1	1413	訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A 1	1414	訪問型短時間サービス・同一				149	
A 1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 ×90%	

A 1	8000	訪問型サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A 1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1日につき
A 1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A 1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A 1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1日につき
A 1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A 1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A 1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき
A 1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A 1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A 1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A 1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A 1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A 1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A 1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A 1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

※平成29年（2017年）1月1日現在で、横須賀市では使用しないコードには色をつけています。

※「1回につき」（2411～2415, 2511～2515, 2621～2625）のコードは、平成29年1月1日から使用できます。
平成28年12月31日以前のサービス提供については使用しないでください。